



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金)  
号外第 39 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則 (29) (医療政策課) . . . . . 4
	とっどりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例施行規則 (30) (水・大気環境課) . . . . . 24
	鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則 (31) (道路企画課) . . . . . 35

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則の新設について

1 規則の新設理由

県内における特定診療科の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修修了後、知事が指定する県内の病院等の知事が指定する診療科において医師の業務に従事しようとするものに対し、臨床研修の期間に必要な資金を貸し付ける臨床研修医研修資金貸付制度を創設する。

2 規則の概要

臨床研修医研修資金貸付制度について必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 目的	この規則は、県内で臨床研修を受ける者で、当該臨床研修修了後知事が指定する県内の病院等（以下「指定病院等」という。）の知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して臨床研修の間に必要な資金を貸し付けることにより、県内で臨床研修を受ける者の確保及び県内における特定診療科の医師不足の解消を図ることを目的とする。
(2) 貸付金の貸付けを受けることができる者	貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。 ア 県内において臨床研修を受ける者であること。 イ 臨床研修修了後、直ちに指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとする者であること。 ウ 学校法人自治医科大学を卒業した者以外の者であること。 エ 他から類似の資金の貸与又は給与を受けていない者であること。 オ 貸付金の貸付けが必要と認められる者であること。
(3) 貸付金の額等	ア 貸付金の額 月額20万円 イ 貸付金の限度額 480万円 ウ 貸付金の貸付期間 臨床研修を始める日の属する月から当該臨床研修を修了する日の属する月まで エ 貸付方法 毎年度、当該年度分をまとめて貸付け オ 貸付利率 無利子 カ 連帯保証人及び保証人 各1人
(4) 貸付けの決定及び通知	知事は、貸付けの申請書が提出されたときは、その内容を審査し、(2)の要件を備えていると認めた場合は貸付金の貸付けの決定をし、申請者に対してその旨を通知する。
(5) 貸付けの終了	知事は、貸し付けた貸付金の合計額が決定した貸付金の総額に達したときは、貸付金の貸付けを終了し、借受者に対して貸付けが終了した旨を通知する。
(6) 貸付けの打ち切り及び休止	ア 知事は、貸付金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき等は、貸付金の貸付けを打ち切る。 イ 知事は、借受者が30日以上臨床研修を中断した期間については、貸付金の貸付けを休止する。 ウ ア又はイの場合、知事は、借受者並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知する。
(7) 借用証書の提出	借受者は、貸付金の貸付けが終了したとき又は貸付金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに借用証書を知事に提出しなければならない。
(8) 貸付金の返還	借受者は、貸付けを打ち切られたとき等においては、1月以内に貸付金の全額を一括して返還しなければならない。
(9) 返還の免除	貸付金の返還に係る債務の免除については、条例の定めるところによる。

(10) 返還の債務の履行猶予	知事は、借受者が自らの妊娠、出産又は育児を理由として知事が指定する病院を退職したとき等理由があると認めるときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。
(11) 施行期日	この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## ◇とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例施行規則の新設について

## 1 規則の新設理由

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の施行に伴い、その施行に関し必要な事項を定める。

## 2 規則の概要

(1) 影響調査は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 地下水を採取しようとする地点の周辺の井戸、湧水等の分布及び利用状況を調査し、調査する井戸等を選定すること。

イ 段階揚水試験を実施して採取地点の井戸の水位、水質等の変化を観測すること。また、採取地点の井戸の水位に著しい影響が生ずる揚水量を把握するよう努めること。

ウ 連続揚水試験及び回復試験を実施して、採取地点及び周辺の井戸等の水位、水質等の変化を観測すること。

エ 井戸等の水位、水質等に影響が生じると認められる場合は、その影響を回避するための措置を検討すること。

(2) 水量測定器を設置しないで行う採取量の測定は、次のいずれかの方法とする。

ア 次の算式により計算する方法

1時間当たりの揚水能力×1日の稼働時間×稼働日数

イ 公共下水道への排出量を測定する方法

ウ ア及びイに掲げる方法と同等であると知事が認める方法

(3) 影響調査計画書、採取計画届出書等の様式及び添付書面を定める。

(4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

## ◇鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の新設について

## 1 規則の新設理由

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づき、県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める。

## 2 規則の概要

(1) 中央帯の幅員は道路の区分に応じたものとし、歩道等を設けない側の路肩の幅員を1メートル以上とすること、必要に応じ副道、停車帯、登坂車線、交通安全施設及び自動車駐車場等を設けること等の県道の構造の技術的基準を定める。

(2) 県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置する補助標識の寸法は、文字の大きさ等に応じた寸法とする。

(3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第29号

### 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、県内で臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受ける者で、当該臨床研修修了後知事が指定する県内の病院又は診療所（以下「指定病院等」という。）の知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して臨床研修の間に必要な資金（以下「貸付金」という。）を貸し付けることにより、県内で臨床研修を受ける者の確保及び県内における特定診療科の医師不足の解消を図ることを目的とする。

(貸付金の貸付けを受けることができる者)

第2条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。

- (1) 県内において臨床研修を受ける者であること。
- (2) 臨床研修修了後、直ちに指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとする者であること。
- (3) 学校法人自治医科大学を卒業した者以外の者であること。
- (4) 他から類似の資金の貸与又は給与を受けていない者であること。
- (5) 貸付金の貸付けが必要と認められる者であること。

(貸付金の額等)

第3条 貸付金の額は、月額20万円とし、その総額は、480万円を限度とする。

2 貸付金の貸付期間は、臨床研修を始める日の属する月（臨床研修の中途から貸付けを受ける場合は、第6条の規定による貸付けの決定において定める月）から当該臨床研修を修了する日の属する月までとする。

3 貸付金は、毎年度、当該年度分をまとめて貸し付ける。

4 貸付金は、無利子とする。

(連帯保証人等)

第4条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人をそれぞれ1人立てなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けようとする者と生計を一にする者以外の者でなければならない。

(貸付申請)

第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者が第2条の要件を備えていると認めた場合には、予算の範囲内で貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨並びに貸し付ける貸付金の総額及び年度ごとの額を通知するものとする。

(貸付けの終了)

第7条 知事は、貸し付けた貸付金の合計額が前条の規定により通知した貸付金の総額に達したときは、当該通

知を受けた者（以下「借受者」という。）に対して貸付けが終了した旨を通知するものとする。

（貸付けの打ち切り及び休止）

第8条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月まで貸付金の貸付けを打ち切るものとする。

- （1） 第2条の要件を備えなくなったとき。
- （2） 臨床研修の実績又は臨床研修中の性行が著しく不良となったとき。
- （3） 死亡したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、貸付金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。

2 借受者が30日以上臨床研修を中断したときは、中断した日の属する月の翌月から中断の期間に応じて知事が定める月までの月分の貸付金の貸付けを休止する。この場合において、貸付けを休止した月分として既に貸し付けられた貸付金があるときは、その貸付金は、休止が終了した月の翌月以降の月分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、借受者並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知するものとする。

（借用証書の提出）

第9条 借受者（借受者が死亡したときは、その連帯保証人）は、貸付金の貸付けが終了し、又は打ち切られたときは、直ちに鳥取県臨床研修医研修資金貸付金借用証書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（貸付金の返還）

第10条 借受者は、臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して3年（災害、疾病その他やむを得ない理由があると知事が認めた期間があるときは、その期間を加算した期間）を経過した日から貸付金の貸付期間に相当する期間（第12条第1項の規定により債務の履行を猶予された場合にあっては、猶予の期間を加算した期間）内に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日（第12条第1項の規定により債務の履行を猶予された場合にあっては、猶予の期間を経過した日）から1月以内に、未返還の貸付金を一括して返還しなければならない。

- （1） 第8条第1項の規定により貸付金の貸付けを打ち切られたとき。
- （2） 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める日）までに指定病院等の特定診療科において常勤医師（指定病院等が定める勤務時間の全てを勤務する医師であって、1週間当たり32時間以上勤務するものをいう。以下同じ。）として勤務を開始しなかったとき。
- （3） 指定病院等を退職したとき。ただし、引き続き他の指定病院等の特定診療科に常勤医師として勤務するものを除く。
- （4） 勤務する診療科を特定診療科以外の診療科に変更したとき。

（返還の免除）

第11条 貸付金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

2 条例の規定による貸付金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金返還免除申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付金の返還に係る債務の免除をするかどうかの決定をし、申請書を提出した者に対してその結果を通知するものとする。

（返還の履行猶予）

第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

- （1） 自らの妊娠、出産又は育児を理由として指定病院等を退職したとき。ただし、子が3歳に達したときを除く。

- (2) 育児休業又は介護休業を取得したとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、貸付金の返還が困難であるとき。
- (4) その他特に理由があると知事が認めるとき。

- 2 前項の規定による債務の履行の猶予を受けようとする借受者は、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金返還猶予申請書（様式第5号）に同項に該当することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、債務の履行を猶予するかどうかの決定をし、申請書を提出した者に対してその結果及び債務の履行を猶予する場合にあっては猶予の期間を通知するものとする。
- 4 第1項の規定により債務の履行を猶予された借受者は、同項各号に掲げる事由に変更があったときは、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金返還猶予状況変更届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による届出があった場合において、第1項の規定による債務の履行の猶予の期間を変更する必要があると認めるときは、届出をした者に対して変更後の猶予の期間を通知するものとする。

（延滞金）

第13条 借受者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

（届出）

第14条 借受者は、貸付金の返還を終え、又は債務の免除を受けるまでに次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金借受者氏名（住所）変更届（様式第7号）
  - (2) 臨床研修を開始したとき 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修開始届（様式第8号）
  - (3) 臨床研修を中断したとき 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修中断届（様式第9号）
  - (4) 臨床研修を再開したとき 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修再開届（様式第10号）
  - (5) 臨床研修を中止したとき 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修中止届（様式第11号）
  - (6) 臨床研修を修了したとき 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修修了届（様式第12号）
  - (7) 指定病院等に勤務し、又は勤務する診療科を変更したとき 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金就業届（様式第13号）
  - (8) 指定病院等を退職したとき 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金病院等退職届（様式第14号）
  - (9) 連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金連帯保証人（保証人）氏名（住所）変更届（様式第15号）
- 2 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金死亡届（様式第16号）を知事に提出しなければならない。
  - 3 借受者は、連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の申立てその他連帯保証人若しくは保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金連帯保証人（保証人）変更届（様式第17号）を知事に提出しなければならない。

（委任）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

## 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付申請書

職 氏 名 様

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

⑩

臨床研修を受ける 医療機関の名称	
従事しようとする 診療科の名称	
貸付希望期間	年 月分から 年 月分まで

上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住 所  
氏 名  
本人との関係

⑩

上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり債務を保証します。

保 証 人 住 所  
氏 名  
本人との関係

⑩

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

職 氏 名 様

借受者として決定された上は、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則を堅く守り、臨床研修に励むとともに、研修修了後は直ちに知事が指定する県内の病院等の特定診療科において、鳥取県の医療に貢献することを誓います。

年 月 日

住 所

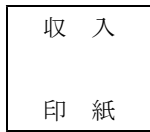
氏 名

ⓐ

年 月 日生



様式第3号（第9条関係）



鳥取県臨床研修医研修資金貸付金借用証書

職 氏 名 様

借用金額

金 円也

（平成 年 月から平成 年 月まで 月分）

私は、借受者として上記の額の貸付金の貸付けを受けました。

については、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則の規定に従い、滞りなく返還します。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

私は、 が借受者として貸付金の貸付けを受けましたので、上記の貸付金返還債務を、借受者と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

私は、上記の借受者及び連帯保証人が貸付金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保 証 人 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

様式第4号（第11条関係）

## 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金返還免除申請書

職 氏 名 様

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金の返還に係る債務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

⑩

決 定 番 号	第 号
借 受 期 間	年 月から 年 月まで
借 受 総 額	円
返還免除希望額	円
理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号（第12条関係）

## 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金返還猶予申請書

職 氏 名 様

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

⑩

決 定 番 号	第 号
借 受 額	円
希望の返還猶予期間	年 月から 年 月まで
理 由	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 2 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則第12条第1項第1号に該当して申請書を提出する場合には、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠又は出産により猶予を希望するときから3歳に達しない子を養育するまでの期間を記入することができる。

添付書類

- 1 理由が妊娠、出産又は育児を理由とする退職の場合にあつては、母子手帳の写し
- 2 理由が育児休業又は介護休業の場合にあつては、育児休業又は介護休業である旨を証する書類

様式第6号（第12条関係）

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金返還猶予状況変更届

職 氏 名 様

貸付金の返還猶予に係る

{	子の養育状況等 育児休業の状況 介護休業の状況 災害、疾病等の状況 その他	}
---	---	---

について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
 住 所  
 氏 名  
 電話番号

印

決 定 番 号	第 号
届出の事由が発生した年月日	年 月 日
変 更 内 容	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 育児休業又は介護休業の状況の変更の場合にあつては、変更内容を証する書類

様式第7号（第14条関係）

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金借受者氏名（住所）変更届

職 氏 名 様

氏名（住所）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 決定番号 第 号  
 郵便番号  
 住 所  
 氏 名  
 電話番号



新	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
旧	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号（第14条関係）

## 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修開始届

職 氏 名 様

臨床研修を開始しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

決 定 番 号		第 号
医師免許	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	
開 始 年 月 日		年 月 日
臨 床 研 修 施 設	名 称	
	所在地	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

研 修 施 設 名

研修施設代表者氏名



様式第9号（第14条関係）

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修中断届

職 氏 名 様

臨床研修を中断しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

①

決 定 番 号	第 号
中 断 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号（第14条関係）

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修再開届

職 氏 名 様

臨床研修を再開しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

決 定 番 号	第 号
再 開 年 月 日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



様式第11号（第14条関係）

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修中止届

職 氏 名 様

臨床研修を中止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

決 定 番 号	第 号
中 止 年 月 日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第12号（第14条関係）

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修修了届

職 氏 名 様

臨床研修を修了しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

決 定 番 号		第 号
医師免許	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	
修 了 年 月 日		年 月 日
臨 床 研 修 施 設	名 称	
	所在地	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

研 修 施 設 名

研修施設代表者氏名



様式第13号（第14条関係）

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金就業届

職 氏 名 様

医師として就業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

決 定 番 号		第 号
医師免許	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	
就 業 年 月 日		年 月 日
勤務している病院等	名 称	
	所在地	
	診療科 の名称	

上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

勤務している病院等の名称

代表者氏名



様式第14号（第14条関係）

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金病院等退職届

職 氏 名 様

勤務していた病院等を退職しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

決 定 番 号		第 号
医師免許	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	
就 業 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
勤務していた病院等	名 称	
	所在地	
	診療科 の名称	

上記のとおり勤務していたことを証明します。

年 月 日

勤務していた病院等の名称

代表者氏名



様式第15号（第14条関係）

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金連帯保証人（保証人）氏名（住所）変更届

職 氏 名 様

連帯保証人（保証人）が氏名（住所）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 決定番号 第 号  
 郵便番号  
 住 所  
 氏 名  
 電話番号



新	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
旧	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第16号（第14条関係）

## 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金死亡届

職 氏 名 様

借受者が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

⑩

氏 名	
決 定 番 号	第 号
勤務していた病院等の名称	
死 亡 年 月 日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 借受者の死亡を証する書類

様式第17号（第14条関係）

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金連帯保証人（保証人）変更届

職 氏 名 様

連帯保証人（保証人）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 決定番号 第 号  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

旧連帯保証人 (旧保証人)	住 所	
	氏 名	
新連帯保証人 (新保証人)	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
新連帯保証人（新保証人）と借受者との続柄		
変 更 年 月 日		年 月 日

貸付金の返還に係る債務を借受者と連帯して負担します。

連帯保証人 氏 名

印

上記の借受者及び連帯保証人が貸付金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保 証 人 氏 名

印

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第30号

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(影響調査)

第2条 条例第6条の規定による影響調査は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 地下水を採取しようとする地点（以下「採取地点」という。）の周辺の井戸、湧水等の分布及び利用状況を調査し、調査する井戸等を選定すること。
- (2) 段階揚水試験（揚水量を段階的に変化させ、各段階における地下水の水位を測定する試験をいう。以下同じ。）を実施して採取地点の井戸の水位、水質等の変化を観測すること。また、採取地点の井戸の水位に著しい影響が生ずる揚水量を把握するよう努めること。
- (3) 連続揚水試験（一定の水量を連続して揚水し、揚水を開始してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。以下同じ。）及び回復試験（連続揚水試験終了後、揚水を停止してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。以下同じ。）を実施して、採取地点及び周辺の井戸等の水位、水質等の変化を観測すること。
- (4) 井戸等の水位、水質等に影響が生じると認められる場合は、その影響を回避するための措置を検討すること。

(影響調査計画書の届出)

第3条 条例第7条の規定による届出は、影響調査計画書（様式第1号）により行うものとする。

2 影響調査計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- (2) 井戸の構造を示す図面
- (3) 影響調査を実施する範囲及び周辺の井戸等の所在を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- (4) 影響調査に関し次の事項を記載した書類
  - ア 調査を実施する範囲を決めた理由
  - イ 段階揚水試験について、各段階ごとの1時間当たりの揚水量及び揚水時間
  - ウ 連続揚水試験について、1時間当たりの揚水量及び揚水時間
  - エ 回復試験について、水位の測定時間
  - オ 各試験の水位を計測する頻度及びその方法
  - カ その他参考となる事項
- (5) その他知事が必要と認める書類又は図面

(影響調査についての意見の聴取)

第4条 条例第8条第2項の規定による意見の聴取は、影響調査計画書及びその添付書類の写しを添付して、書面により行うものとする。

(採取計画の届出)

第5条 条例第9条第1項の規定による届出は、採取計画届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 採取計画届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）



- (2) 井戸の構造を示す図面及び地質の断面を示す図面
- (3) 揚水設備の概要を記載した書類
- (4) 水量測定器の設置場所を示す図面
- (5) 影響調査の実施方法を記載した書類
- (6) 影響調査を実施した範囲及び周辺の井戸等の所在を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- (7) 影響調査の結果を記載した書類
- (8) 住民等に対する周知を実施した場合にあっては、その結果を記載した書類
- (9) その他知事が必要と認める書類又は図面

(工事完了の届出)

第6条 条例第10条の規定による届出は、工事完了届出書（様式第3号）により行うものとする。

(氏名の変更等の届出)

第7条 条例第13条の規定による届出は、採取変更等届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 届出事業者が地下水の採取を休止し、又は廃止したときは、休止し、又は廃止した井戸について、異物の混入等による地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じ、その内容を採取変更等届出書に記載するものとする。

(承継の届出)

第8条 条例第14条第3項の規定による届出は、承継届出書（様式第5号）により行うものとする。

(水量測定器の設置及び採取量の報告)

第9条 条例第15条第1項の規定による測定は、1立方メートル単位で測定できる水量測定器により行うものとする。

2 条例第15条第2項の知事が定める方法は、次のいずれかの方法とする。

(1) 次の算式により計算する方法

1時間当たりの揚水能力×1日の稼働時間×稼働日数

(2) 公共下水道への排出量を測定する方法

(3) 前2号に掲げる方法と同等であると知事が認める方法

3 条例第15条第3項及び第4項の規定による報告は、毎年6月末日までに、採取量等報告書（様式第6号）により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第16条第2項に規定する証明書は、様式第7号のとおりとする。

(書類の提出等)

第11条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する届出書、報告書その他の書類は、正副2部とし、所管の生活環境事務所長又は総合事務所長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(採取計画の届出)

2 条例附則第2項の規定による届出は、採取計画届出書（様式第2号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

(1) 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）

(2) 揚水設備の概要を記載した書類

(3) 水量測定器の設置場所を示す図面

(4) その他知事が必要と認める書類又は図面

様式第1号（第3条関係）

## 影響調査計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊤

届出の担当者

氏名

電話番号

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地	
地下水の用途	
地下水を利用する事業の概要	
地下水を利用する者の氏名及び住所	
井戸の位置	別紙のとおり
掘削する土地の所有者の氏名及び住所	
掘削工事の期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
井戸の概要	別紙のとおり
1年間の採取予定量	立方メートル/年
揚水設備の 概要	設置基数 基 吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その合計） 平方センチメートル
影響調査を実施する範囲	
影響調査を実施する期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
影響調査のために採取する地下水の最大量	立方メートル/日
住民等に対する周知を実施する場合はその方法	

添付書類

- 1 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- 2 井戸の構造を示す図面

- 3 影響調査を実施する範囲及び井戸等の所在を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- 4 影響調査に関し次の事項を記載した書類
  - ア 調査を実施する範囲を決めた理由
  - イ 段階揚水試験について、各段階ごとの1時間当たりの揚水量及び揚水時間
  - ウ 連続揚水試験について、1時間当たりの揚水量及び揚水時間
  - エ 回復試験について、水位の測定時間
  - オ 各試験の水位を計測する頻度及びその方法
  - カ その他参考となる事項

5 その他知事が必要と認める書類又は図面

注

- 1 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 「地下水を利用する者の氏名及び住所」欄は、地下水を採取する者と利用する者が異なる場合に記載する。
- 3 正副2通を提出すること。

別紙

井戸の概要

井戸等の施設番号				
深度（地表から）		メートル	メートル	メートル
ストレーナー（スクリーン）の位置		メートル	メートル	メートル
採取量等	年間平均運転日数	日／年	日／年	日／年
	1日当たりの平均採取量	立方メートル／日	立方メートル／日	立方メートル／日
	1日当たりの最大採取量	立方メートル／日	立方メートル／日	立方メートル／日
1年間の採取予定量		立方メートル／年	立方メートル／年	立方メートル／年
揚水設備の概要	吐出口の直径	ミリメートル	ミリメートル	ミリメートル
	吐出口の断面積	平方センチメートル	平方センチメートル	平方センチメートル
	使用時期	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年
	運転時間	時間／日	時間／日	時間／日
その他参考となるべき事項				

備考 ストレーナー（スクリーン）の位置は、地表面からストレーナー（スクリーン）の上端部までの距離を表示すること。

様式第2号（第5条、附則第2項関係）

採取計画届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者

氏名

電話番号

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第9条第1項（附則第2項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地	
地下水の用途	
地下水を利用する事業の概要	
地下水を利用する者の氏名及び住所	
井戸の位置	別紙のとおり
揚水設備の工事の期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
採取開始予定年月日	年 月 日
井戸の概要	別紙のとおり
1年間の採取予定量	立方メートル/年
揚水設備の 概要	設置基数 基 吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その合計） 平方センチメートル
水量測定器	別紙のとおり
水位測定可否	別紙のとおり

添付書類

- 1 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- 2 井戸の構造を示す図面及び地質の断面を示す図面
- 3 揚水設備の概要を記載した書類
- 4 水量測定器の設置場所を示す図面
- 5 影響調査の実施方法を記載した書類
- 6 影響調査を実施した範囲及び周辺の井戸等の所在を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）

- 7 影響調査の結果を記載した書類  
 8 住民等に対する周知を実施した場合にあっては、その結果を記載した書類  
 9 その他知事が必要と認める書類又は図面

注

- 1 届出者の氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。  
 2 「地下水を利用する者の氏名及び住所」欄は、地下水を採取する者と利用する者が異なる場合に記載する。  
 3 条例附則第2項の規定による届出の場合は、揚水設備の工事の期間及び採取開始予定年月日の欄の記載は要しない。  
 4 条例附則第2項の規定による届出の場合は、添付書類の2及び5から8までの書類及び図面を省略することができる。  
 5 正副2通を提出すること。

別紙

井戸の概要

井戸等の施設番号				
深度（地表から）		メートル	メートル	メートル
ストレーナー（スクリーン）の位置		メートル	メートル	メートル
採取量等	年間平均運転日数	日／年	日／年	日／年
	1日当たりの平均採取量	立方メートル／日	立方メートル／日	立方メートル／日
	1日当たりの最大採取量	立方メートル／日	立方メートル／日	立方メートル／日
1年間の採取予定量		立方メートル／年	立方メートル／年	立方メートル／年
揚水設備の概要	吐出口の直径	ミリメートル	ミリメートル	ミリメートル
	吐出口の断面積	平方センチメートル	平方センチメートル	平方センチメートル
	使用時期	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年
	運転時間	時間／日	時間／日	時間／日
水量測定器	有無	あり・ なし（1，2，3）	あり・ なし（1，2，3）	あり・ なし（1，2，3）
	なしの場合、水量測定器を設置せず採取量を把握する方法	1. 揚水能力×稼働時間×稼働日数 2. 公共下水道への排出量 3. その他 1，2と同等の方法（ ）		
水位測定の可否（否の場合は、その理由を記載すること）		可 ・ 否	可 ・ 否	可 ・ 否
その他参考となる				

べき事項	
------	--

備考 ストレーナー（スクリーン）の位置は、地表面からストレーナー（スクリーン）の上端部までの距離を表示すること。

## 様式第3号（第6条関係）

## 工事完了届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者

氏名

電話番号

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地	
揚水設備設置工事完了年月日	年 月 日
採取計画届出書との変更の有無	有 ・ 無

## 注

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 採取計画届出書の届出内容と変更がある場合は、変更の詳細を記載した書類を添付すること。
- 3 正副2通を提出すること。

## 様式第4号（第7条関係）

## 採取変更等届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者

氏名  
電話番号

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地		
変更等の内容 (変更・縮小・休止・廃止)	変更前	変更後
変更・縮小・休止・廃止年月日	年 月 日	
変更・縮小・休止・廃止の理由		
休止・廃止後の井戸への汚染等防止措置		
休止・廃止後のモニタリング井戸への協力の可否	可 ・ 否	

注

- 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 採取計画届出書に添付した図面及び書類に変更がある場合は、変更後の図面及び書類を添付すること。
- 正副2通を提出すること。

様式第5号（第8条関係）

承継届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者  
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者  
氏名  
電話番号

とっとりの豊かで良質な地下水の持続的な利用に関する条例第14条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

被承継者の氏名及び住所	
承継した井戸の位置	
承継年月日	年 月 日
承継の理由	

注

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 正副2通を提出すること。

様式第6号（第9条関係）

## 採取量等報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者

氏名

電話番号

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第15条第3項及び第4項の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地	
地下水の用途	
採取計画届出書に記載した年間採取予定量	立方メートル/年
年間採取量	立方メートル/年
揚水設備の設置基数	基
井戸ごとの採取量等	別紙のとおり

備考

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 井戸ごとに別紙を作成すること。
- 3 正副2通を提出すること。

別紙

井戸等の施設番号（ ）



月分	水量測定器の数値 (立方メートル)		採取量 (B) - (A) (立方メートル/月)	揚水機の 稼働日数 (日)	毎月初めの 井戸の水位 (静止水位・動水位) (メートル)
	前月末 (A)	本月末 (B)			
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					

備考 井戸の水位は、静止水位又は動水位のどちらか同一条件による数値を記載すること。

毎月の測定日時	日	午前・午後	時
---------	---	-------	---

様式第7号（第10条関係）

(表)

	身分証明書	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 写真             </div>	所属  職氏名	
とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第16条第1項により、調査を行うことができる職員であることを証明する。		
年 月 日 交 付		
鳥取県知事 氏名		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

(裏)

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（抜粋）

(立入調査)

第16条 知事は、この条例を施行するために必要があると認められる限度において、その職員に届出事業者の事業所並びに井戸及び揚水設備を設置している土地（以下「事業所等」という。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させることができる。この場合において、知事は、あらかじめその旨を届出事業者に通知しなければならない。

2 前項の規定により事業所等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなけれ

ばならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注 用紙は、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第31号**

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第4条第2項、第5条第1項及び第2項、第6条並びに別表第1の規定に基づき、県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）で使用する用語の例による。

(県道の構造の技術的基準)

第3条 条例で定めるもののほか、県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準は、別表第1のとおりとする。

(道路の区分の変更等に係る特例)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める規定は、条例別表第1車線等の項、車線の分離等の項、路肩の項第2号及び第3号、歩道等の項第1号、設計速度の項、屈曲部の項第3号から第5号まで、縦断勾配の項、縦断曲線の項第2号、道路の交差の項第3号並びに待避所の項の規定とする。

2 条例第5条第1項の規定を適用する場合の別表第1の1の項、2の項第1号、第4号及び第6号、3の項第3号、4の項第1号後段、第2号から第5号まで、第7号及び第9号、5の項第1号、6の項第1号及び第6号、7の項第1号、9の項第2号並びに11の項第2号の規定の適用については、変更後の区分を道路の区分とみなす。

3 次の表の左欄に掲げる場合には、同表の右欄に掲げる規定に定める基準によらないことができる。

<p>1 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合</p>	<p>(1) 条例別表第1（路肩の項、設計速度の項、屈曲部の項第1号、横断勾配の項、排水施設の項及び交通安全施設の項を除く。）の規定 (2) 別表第1の2の項から15の項まで（3の項第4号、4の項及び13の項を除く。）の規定</p>
<p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合</p>	<p>(1) 条例別表第1車線等の項、路肩の項第2号、歩道等の項第3号及び第4号並びに視距等の項第1号の規定 (2) 別表第1の2の項第4号及び第6号、3の項第1号及び第2号、5の項、6の項第4号及び第6号、7の項第2号及び第3号、8の項第2号、9の項第2号並びに16の項第1号から第3号までの規定</p>
<p>3 道路の交通に著しい支障がある小区間（2の項に規定する小区間を除く。）について応急措置として改築を行う場合において、これに隣接する区間の道路の構造が右欄に掲げる規定に定める基準に適合していないとき</p>	<p>(1) 条例別表第1車線等の項、歩道等の項第3号及び第4号、屈曲部の項第2号から第7号まで、視距等の項、縦断勾配の項、縦断曲線の項並びに合成勾配の項の規定 (2) 別表第1の2の項第4号及び第6号、3の項第1号及び第2号、5の項、6の項第4号及び第6号、7の項第2号及び第3号、8の項並びに9の項第2号の規定</p>

(道路標識の寸法)

第5条 条例第6条の規則で定める寸法は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

区分	基準																																											
1 車線等	<p>1 車道のうち次に掲げる部分は、車線により構成することを要しないこと。</p> <p>(1) 交差点</p> <p>(2) 車両の通行の用に供するため分離帯（中央帯のうち側帯以外の部分をいう。以下同じ。）が切断された部分</p> <p>(3) 乗合自動車停車帯及び非常駐車帯</p> <p>(4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間</p> <p>(5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間</p> <p>2 同方向の車線の数が1である第1種の道路には、必要に応じ、付加追越車線を設けること。</p>																																											
2 車線の分離等	<p>1 第3種及び第4種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この項において同じ。）の車線は、車線の数が4以上で安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、往復の方向別に分離すること。</p> <p>2 第1種の道路の車線は、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。）が3以下で地形の状況その他の特別の理由がある場合は、往復の方向別に分離しないことができること。</p> <p>3 車線を往復の方向別に分離するときは、必要のない場合を除き、中央帯を設けること。</p> <p>4 中央帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に定める値以上とし、除雪を考慮して定めること。ただし、長さが100メートル以上のトンネル、長さが50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由がある箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に定める値まで縮小することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">中央帯の幅員（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第1種</td> <td style="text-align: center;">第2級</td> <td style="text-align: center;">4.5</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3級及び第4級</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第2種</td> <td style="text-align: center;">第1級</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2級</td> <td style="text-align: center;">1.75</td> <td style="text-align: center;">1.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3種</td> <td style="text-align: center;">第2級から第4級まで</td> <td style="text-align: center;">1.75</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4種</td> <td style="text-align: center;">第1級から第3級まで</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 分離帯に路上施設を設ける場合の中央帯の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めること。</p> <p>6 中央帯には、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄に定める値の側帯を設けること。ただし、第4号ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、0.25メートルまで縮小することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">中央帯に設ける側帯の幅員（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第1種</td> <td style="text-align: center;">第2級</td> <td style="text-align: center;">0.75</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3級及び第4級</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種</td> <td style="text-align: center;">第1級及び第2級</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3種</td> <td style="text-align: center;">第2級から第4級まで</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4種</td> <td style="text-align: center;">第1級から第3級まで</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 分離帯には、さくその他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設</p>	区分		中央帯の幅員（メートル）		第1種	第2級	4.5	2	第3級及び第4級	3	1.5	第2種	第1級	2.25	1.5	第2級	1.75	1.25	第3種	第2級から第4級まで	1.75	1	第4種	第1級から第3級まで	1		区分		中央帯に設ける側帯の幅員（メートル）	第1種	第2級	0.75	第3級及び第4級	0.5	第2種	第1級及び第2級	0.5	第3種	第2級から第4級まで	0.25	第4種	第1級から第3級まで	0.25
区分		中央帯の幅員（メートル）																																										
第1種	第2級	4.5	2																																									
	第3級及び第4級	3	1.5																																									
第2種	第1級	2.25	1.5																																									
	第2級	1.75	1.25																																									
第3種	第2級から第4級まで	1.75	1																																									
第4種	第1級から第3級まで	1																																										
区分		中央帯に設ける側帯の幅員（メートル）																																										
第1種	第2級	0.75																																										
	第3級及び第4級	0.5																																										
第2種	第1級及び第2級	0.5																																										
第3種	第2級から第4級まで	0.25																																										
第4種	第1級から第3級まで	0.25																																										

	けること。																																				
3 副道	<p>1 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けること。</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とすること。</p> <p>3 副道の路肩の幅員は、0.5メートル以上とすること。</p> <p>4 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとすること。</p>																																				
4 路肩	<p>1 路肩の幅員は、除雪を考慮して定めること。また、路肩に路上施設を設ける場合は、当該路上施設を設けるのに必要な幅員を加えた値とすること。</p> <p>2 路肩の幅員は、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さが50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由がある箇所については、次の表の路肩の幅員の欄に定める値まで縮小することができること。</p> <table border="1" data-bbox="418 674 1369 965"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>路肩の幅員（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>第2級</td> <td>1.75</td> </tr> <tr> <td>第3級及び第4級</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>第1級及び第2級</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>第2級から第4級まで</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>第1級から第4級まで</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの路肩の幅員は、前号の規定にかかわらず、2.5メートル以上とすること。ただし、長さが100メートル以上のトンネル、長さが50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由がある箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、第1種第2級及び第3級にあつては1.75メートルまで、第1種第4級にあつては2メートルまで縮小することができる。</p> <p>4 第3種第2級から第4級まで及び第4種の道路で次に掲げる箇所の路肩の幅員は、歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合は、第2号の規定にかかわらず、1メートル以上とすること。</p> <p>(1) 道路の片側だけに歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設ける場合における歩道等を設けない側</p> <p>(2) 自転車の交通量が多い道路のうち歩道等（横断歩道橋等又は路上施設を除く。）の幅員が3メートル未満の箇所</p> <p>5 トンネルの路肩の幅員は、第2号及び第3号の規定にかかわらず、第1種第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種の道路にあつては0.5メートルまで縮小することができること。</p> <p>6 車線を往復の方向別に分離する道路及び対向車線を設けない道路には、車道に接続して、その右側に路肩を設けること。ただし、中央帯を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>7 車道の右側に設ける路肩の幅員は、次の表に定める値以上とすること。ただし、第1種第2級の道路のトンネルについては、1メートルまで縮小することができる。</p> <table border="1" data-bbox="418 1789 1369 2033"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>車道の右側に設ける路肩の幅員（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>第2級</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第3級及び第4級</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>第1級及び第2級</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>第2級から第5級まで</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>第1級から第4級まで</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	区分		路肩の幅員（メートル）	第1種	第2級	1.75	第3級及び第4級	1.25	第2種	第1級及び第2級	1.25	第3種	第2級から第4級まで	0.5	第5級	0.5	第4種	第1級から第4級まで	0.5	区分		車道の右側に設ける路肩の幅員（メートル）	第1種	第2級	1.25	第3級及び第4級	0.75	第2種	第1級及び第2級	0.75	第3種	第2級から第5級まで	0.5	第4種	第1級から第4級まで	0.5
区分		路肩の幅員（メートル）																																			
第1種	第2級	1.75																																			
	第3級及び第4級	1.25																																			
第2種	第1級及び第2級	1.25																																			
第3種	第2級から第4級まで	0.5																																			
	第5級	0.5																																			
第4種	第1級から第4級まで	0.5																																			
区分		車道の右側に設ける路肩の幅員（メートル）																																			
第1種	第2級	1.25																																			
	第3級及び第4級	0.75																																			
第2種	第1級及び第2級	0.75																																			
第3種	第2級から第5級まで	0.5																																			
第4種	第1級から第4級まで	0.5																																			

	<p>8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路は、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合は、車道に接続する路肩の幅員を縮小することができること。</p> <p>9 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、道路の区分に応じ、次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に定める値の側帯を設けること。ただし、トンネルについては、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に定める値まで縮小することができる。</p> <table border="1" data-bbox="418 465 1367 633"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">路肩に設ける側帯の幅員（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>第2級</td> <td>0.75</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第3級及び第4級</td> <td>0.5</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>第1級及び第2級</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合は、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の路端に路肩を設けること。</p>	区分		路肩に設ける側帯の幅員（メートル）		第1種	第2級	0.75	0.5	第3級及び第4級	0.5	0.25	第2種	第1級及び第2級	0.5	
区分		路肩に設ける側帯の幅員（メートル）														
第1種	第2級	0.75	0.5													
	第3級及び第4級	0.5	0.25													
第2種	第1級及び第2級	0.5														
<p>5 停車帯</p>	<p>1 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、車道の左端寄りに停車帯を設けること。</p> <p>2 停車帯の幅員は、2.5メートルとすること。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合は、1.5メートルまで縮小することができる。</p>															
<p>6 歩道等</p>	<p>1 歩道は、第4種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）及び歩行者の交通量が多い第3種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）に設けること。</p> <p>2 自転車歩行者道は、自動車の交通量が多い第3種及び第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）に設けること。</p> <p>3 自転車道は、自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路で、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離するため必要があるものに設けること。</p> <p>4 自転車道の幅員は、2メートル以上とし、自転車の交通の状況を考慮して定めること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、1.5メートルまで縮小することができる。</p> <p>5 自転車道に路上施設を設ける場合の当該自転車道の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めること。</p> <p>6 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道等の幅員は、横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えること。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>7 歩道等の車道（路肩を含む。）に対する高さは、乗合自動車の停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。</p> <p>8 乗合自動車の停留所の歩道等は、地形の状況その他の特別の理由がある場合を除き、当該歩道等の部分の縁端と乗合自動車の乗降口の床面の縁端との間隔ができる限り小さくなる構造とすること。</p> <p>9 歩道等には、横断歩道、乗合自動車の停留所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。</p>															
<p>7 植樹帯</p>	<p>1 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けること。また、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある</p>															

	<p>場合は、この限りでない。</p> <p>2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とすること。</p> <p>3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前号の規定にかかわらず、その事情に応じ、1.5メートルを超える適切な値とすること。</p> <p>(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間</p> <p>(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間</p> <p>4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うこと。</p>																
8 登坂車線	<p>1 縦断勾配が5パーセント（設計速度が1時間につき100キロメートル以上であるものにあつては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けること。</p> <p>2 登坂車線の幅員は、3メートルとすること。</p>																
9 舗装等	<p>1 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とすること。</p> <p>2 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通による騒音の発生を減少させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 前号本文に規定する構造の舗装をした道路は、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合は、横断勾配を付さず、又は縮小することができること。</p>																
10 道路の交差	<p>1 連結路については、1の項から4の項までの規定は、適用しないこと。</p> <p>2 踏切道の見通し区間の長さは、次の表の右欄に定める値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="418 1294 1369 1666"> <thead> <tr> <th>踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (1時間につきキロメートル)</th> <th>見通し区間の長さ (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50未満</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>50以上70未満</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>70以上80未満</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>80以上90未満</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>90以上100未満</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>100以上110未満</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>110以上</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>	踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (メートル)	50未満	110	50以上70未満	160	70以上80未満	200	80以上90未満	230	90以上100未満	260	100以上110未満	300	110以上	350
踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (メートル)																
50未満	110																
50以上70未満	160																
70以上80未満	200																
80以上90未満	230																
90以上100未満	260																
100以上110未満	300																
110以上	350																
11 交通安全施設等	<p>1 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、次に掲げる施設を設けること。</p> <p>(1) 地下横断歩道</p> <p>(2) 駒止</p> <p>(3) 道路標識</p> <p>(4) 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）</p> <p>(5) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡</p> <p>2 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合</p>																

	<p>は、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けること。</p> <p>3 前号の規定により設けられる屈曲部は、曲線形とすることを要しないこと。</p> <p>4 自転車道及び歩道等に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けること。</p>
12 自動車駐車場等	安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合は、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車帯、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けること。
13 防雪施設 その他の防護施設	<p>1 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設、雪崩防止施設その他これらに類する施設を設けること。</p> <p>2 前号に規定する施設を設ける場合を除き、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けること。</p>
14 トンネル	<p>1 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けること。</p> <p>2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けること。</p> <p>3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合は、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けること。</p>
15 橋等	<p>1 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とすること。</p> <p>2 橋等は、交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、当該橋等に作用する荷重に対して十分安全なものとする。</p>
16 自転車専用道路等	<p>1 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とすること。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、2.5メートルまで縮小することができる。</p> <p>2 歩行者専用道路の幅員は、2メートル以上とし、道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して定めること。</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その両側に、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けること。</p> <p>4 自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路（以下「自転車専用道路等」という。）に路上施設を設ける場合の当該自転車専用道路等の幅員は、構造令第39条第4項又は第40条第3項の建築限界を勘案して定めること。</p> <p>5 自転車専用道路等の線形、勾配その他の構造は、自転車又は歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものとする。</p> <p>6 自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、6の項第9号の規定に準じて、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。</p>

別表第2（第5条関係）

区分	基準
案内標識	<p>1 標示板の寸法は、表示する文字、ローマ字及び記号の大きさ、数及び配置並びに縁、縁線及び区分線の太さに応じた適切な寸法とすること。</p> <p>2 文字の大きさは、歩行者を主たる対象とするものを除き、次の表に定める値を標準とすること。ただし、必要がある場合は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）を参酌して拡大し、又</p>



は縮小することができる。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">文字の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第1種又は 第2種の道 路</td> <td style="text-align: center;">出口に関する案内標識に表示する文 字のうち主となるもの</td> <td style="text-align: center;">50センチメートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他のもの</td> <td style="text-align: center;">50センチメートル以下で標識令を 参酌して知事が定める大きさ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第3種又は 第4種の道 路</td> <td style="text-align: center;">市町村名、県名、著名地点、主要地 点及び方面を表示する文字</td> <td style="text-align: center;">30センチメートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他のもの</td> <td style="text-align: center;">20センチメートル以下で標識令を 参酌して知事が定める大きさ</td> </tr> </tbody> </table>		区分		文字の大きさ	第1種又は 第2種の道 路	出口に関する案内標識に表示する文 字のうち主となるもの	50センチメートル	その他のもの	50センチメートル以下で標識令を 参酌して知事が定める大きさ	第3種又は 第4種の道 路	市町村名、県名、著名地点、主要地 点及び方面を表示する文字	30センチメートル	その他のもの	20センチメートル以下で標識令を 参酌して知事が定める大きさ
区分		文字の大きさ												
第1種又は 第2種の道 路	出口に関する案内標識に表示する文 字のうち主となるもの	50センチメートル												
	その他のもの	50センチメートル以下で標識令を 参酌して知事が定める大きさ												
第3種又は 第4種の道 路	市町村名、県名、著名地点、主要地 点及び方面を表示する文字	30センチメートル												
	その他のもの	20センチメートル以下で標識令を 参酌して知事が定める大きさ												
<p>3 文字に並記するローマ字の大きさは、文字の大きさの2分の1を標準とし、標識令を参酌して知事が定める大きさとする。</p> <p>4 記号の大きさ並びに縁、縁線及び区分線の太さは、標識令を参酌して知事が定める大きさ又は太さとする。</p>														
警戒標識	<p>1 標示板の寸法は、一辺58.5センチメートルを標準とすること。</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、次に掲げる第1種又は第2種の道路に設置する標示板の寸法は、それぞれに定める寸法まで拡大することができること。</p> <p>(1) 設計速度が1時間につき60キロメートル以上100キロメートル未満の道路 一辺90センチメートル</p> <p>(2) 設計速度が1時間につき100キロメートル以上の道路 一辺112.5センチメートル</p> <p>3 第1号の規定にかかわらず、第3種又は第4種の道路に設置する標示板の寸法は、一辺45センチメートル、72センチメートル又は90センチメートルとすることができること。</p>													
補助標識	<p>標示板の寸法は、縦10センチメートル以上、横40センチメートル以上60センチメートル以下を標準とすること。ただし、その附置される案内標識又は警戒標識の標示板の大きさに応じて拡大し、又は縮小することができる。</p>													